

法務省民商第1105号
平成23年5月2日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長

東日本大震災に伴う商業・法人登記の申請書の添付書面の印鑑につき市区町村長の作成した印鑑証明書を添付することができない場合の取扱いについて
(通達)

東日本大震災の被災の状況を考慮し、商業・法人登記の申請書の添付書面の印鑑につき市区町村長の作成した印鑑証明書を添付することができない場合の取扱いについては、下記のとおりとしますので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 東日本大震災(以下「震災」という。)により市区町村に印鑑登録をすることができず、又は市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないため、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号。以下「商登規則」という。)第61条第2項(同条第3項において読み替えて適用される場合を含む。)又は第4項の規定(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。以下「添付根拠規定」という。)により商業・法人登記の申請書に添付すべき市区町村長の作成した印鑑証明書を添付することができない場合において、次の(1)又は(2)に掲げるときは、当該商業・法人登記の申請を受理して差し支えないものとする。

(1) 次のアに掲げる場合において、当該商業・法人登記の申請書に次のイに掲げる書面が添付されたとき。

ア 添付根拠規定により添付しなければならないとされている市区町村長の作成した印鑑証明書により証すべき印鑑の押印されている書面(以下「要印鑑

証明書面」という。)について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

イ 震災により市区町村に印鑑登録をすることができず、又は市区町村長からその作成に係る印鑑証明書の交付を受けることができないこと(以下「特別措置事由」という。)及び市区町村長が作成した印鑑証明書の添付に代えてアの認証を受けたことを要印鑑証明書面に押印した者(以下「押印者」という。)が記載した上申書(要印鑑証明書面の印鑑を押なつしたものに限る。)

(2) 次のアに掲げる書面に次のイに掲げる書面を合てつし、そのつづり目に契印をしたものが当該商業・法人登記の申請書に添付されたとき。

ア 押印者の運転免許証等(本年3月18日付け法務省民商第691号当職通達1(3)アの運転免許証等をいう。以下同じ。)の写し(登記官において運転免許証等の原本の存在を確認したものに限る。)

イ 特別措置事由及び市区町村長が作成した印鑑証明書の添付に代えてアの書面を添付することを押印者が記載した上申書(要印鑑証明書面の印鑑を押なつしたものに限る。)

2 1の特別措置事由の存在については、登記官において、その市区町村に連絡をする等の方法により、確認するものとする。

3 登記官は、1(2)アの確認をしたときは、当該運転免許証等の写しの余白に原本を確認した旨を記載し、押印するものとする。

4 登記官は、1から3までにより商業・法人登記の申請を受理した場合には、(1)イ又は(2)イの上申書の余白に「東日本大震災により〇〇市(区町村)の印鑑証明事務が停止していることによる措置」と記載し、押印するものとする。